

令和 2 年度の各種要領改正等について

令和 3 年 3 月 10 日
健康福祉局薬務課

1 広島県肝炎治療特別促進事業取扱要領の一部改正等について

(1) 令和 2 年 5 月 26 日 一部改正

ア 改正の概要

- ・国の通知に基づき、インターフェロン治療（プロテアーゼ阻害剤を含む 3 剤併用療法）に関する記述及び様式を削除した。
- ・複数ある類似の様式をまとめる等、軽微な改正を行った。

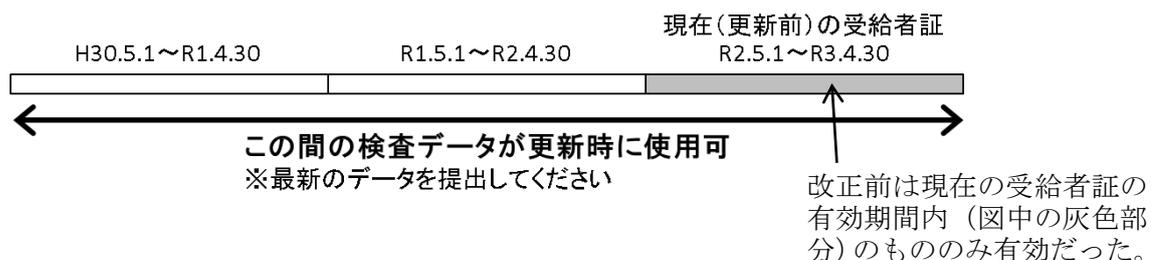
イ 適用日

令和 2 年 4 月 1 日

(2) 令和 3 年 1 月 27 日 一部改正

ア 改正の概要

- ・国の通知に基づき、様式中の押印を廃止した。
 - ・更新時に提出する血液検査及び画像検査について、現在（更新前）の 2 つ前の受給者証の有効期間の始期以降の検査データを有効とした。
- ただし、治療薬が分かる資料（お薬手帳のコピー等）及び肝疾患診療専門医療機関を受診したことの分かる資料については、改正前と同じく現在（更新前）の受給者証の有効期間内のものが必要とする。



イ 適用日

令和 2 年 12 月 25 日（押印廃止についてのみ）

※国の押印廃止と時期を合わせるため、押印廃止のみ遡及して適用することとした。

(3) その他

ア 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特殊な取扱

国の事務連絡に基づき、令和 2 年 3 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日に受給者証（核酸アナログ製剤治療）の有効期間が満了する受給者については、更新申請を行わなくても新しい受給者証の交付を行うこととした。

この取扱は、予定どおり令和 3 年 2 月 28 日に受給者証の有効期間が満了する者までで終了した。

2 広島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱要領の一部改正等について

(1) 令和3年1月27日 一部改正

ア 改正の概要

国の通知に基づき、様式中の押印を廃止した。

イ 適用日

令和2年12月25日

※国の押印廃止と時期を合わせるため、遡及して適用することとした。

(2) 今後予定されている事業の見直し案

ア 見直し案の概要

国の第25回肝炎対策推進協議会等で示されているとおり、次のような見直し案が検討されている。

- ・通院治療（分子標的薬を用いた化学療法）の対象化
- ・助成対象とするための入院月数の短縮

（現在は高額療養費の算定基準額を超える入院月数について4月目から助成対象となるが、3月目から助成対象とする）

イ 見直し案による改正時期

令和3年4月（予定）

(3) その他

ア 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特殊な取扱

国の事務連絡に基づき、令和2年3月1日～令和3年2月28日に参加者証の有効期間が満了する受給者については、更新申請を行わなくても新しい参加者証の交付を行うこととした。

この取扱は、予定どおり令和3年2月28日に参加者証の有効期間が満了する者までで終了した。

3 広島県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領の一部改正について

(1) 令和2年5月29日 一部改正

ア 改正の概要

初回精密検査費用の助成対象に、妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者及び手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者を加えた。

イ 適用日

令和2年4月1日

(2) 令和3年1月26日 一部改正

ア 改正の概要

国の通知に基づき、様式中の押印を廃止した。

イ 適用日

令和2年12月25日

※国の押印廃止と時期を合わせるため、遡及して適用することとした。

4 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領の一部改正について

令和3年2月25日一部改正

ア 改正の概要

国の通知に基づき、様式中の押印を廃止した。

イ 適用日

令和2年12月25日

※国の押印廃止と時期を合わせるため、遡及して適用することとした。